

申告をお忘れなく!

問

市県民税について…市役所税務課 ☎ 63-1342

所得税について…玉名税務署個人税課 ☎ 72-2127

申告によって確定する前年中の所得金額や所得控除額に基づいて、市県民税や国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療制度の保険料が算出されます。また、保育所の入所・児童手当・扶養などの申請、公営住宅の申し込みや福祉などの各種証明(所得証明)のためにも申告は必要です。準備はお早めに。期限までに忘れず申告してください。

申告の必要がない人

- 確定申告書を税務署へ提出する人
- 前年中の収入が給与だけの人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていて、医療費控除などを追加する必要がない人

相談会場 ・ 受付時間 ・ その他

- **相談会場** 市役所11号会議室
- **受付時間** 午前8時30分～11時 午後1時～4時
- **申告相談日** 下表のとおり
- **注意**
 - ① 混雑が予想されますので、時間に余裕を持って来場してください。
 - また、混雑軽減のために、できるだけ下表の相談予定日に来場してください。
 - ② 来場者が多い場合は、午前の受付を11時より前に締め切る場合があります。
 - ③ 表の★の日は、受付時間を午後6時まで延長して受け付けます。昼間来場できない人はご利用ください。
 - ④ 税務署から「年金受給者の確定申告作成会」の通知が来た人は、あらかじめ市役所1階シテイホール(2月6日(月)～10日(金))で申告してください。

申告が必要な人

- 平成24年1月1日現在、荒尾市に住んでいた人で、次の①～⑨のいずれかに当てはまる人
- ① 営業・農業・不動産の収入がある人
 - ② 配当・譲渡(株式や土地の売買)の所得があった人
 - ③ 23年中に中途で退職した人、年末調整をしていない人および控除もれがある人
 - ④ 給与所得者で2カ所以上から給与を受け、年末調整をしていない人
 - ⑤ 年末調整が済んでいる給与所得者で、給与以外の所得があった人
 - ⑥ 公的年金受給者で23年度市県民税が課税された人や、年金の他にも所得があった人

- ⑦ 医療費控除などを受けようとする人(23年中の所得が20万円未満の人は所得の5%以上、所得が20万円以上の人は10万円を超えた額の医療費を支払った人)
- ⑧ 住宅をローンで新築または増築をした人
- ⑨ 23年中に収入はなかったが、次の人で課税に関する証明書が必要な人
 - ・ 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減を受ける人
 - ・ 国民年金保険料の免除を受ける人、公営住宅の入居や保育所の入所、児童手当や児童扶養手当などの各種手続きをする人

- 申告に必要なもの**
- ・ 印鑑(朱肉を使用するもの)
 - ・ 給与・公的年金の源泉徴収票(原本)
 - ・ 事業所得がある人は帳簿や決算書など、収支内容を確認できるもの
 - ・ 医療などの追加の控除がある人で所得税の還付申告の場合は、本人の金融機関と口座番号が分かる通帳
 - ・ 社会保険料などの払込証明書、医療機関の領収書や支払証明書
 - ・ 障害者控除を受ける人は障害者手帳
 - ・ 国民年金保険料の控除を受ける場合は国民年金保険料控除証明書
- !!ご注意ください!!**
- 個人あてに住民税申告書や収支内訳書は送付しません。次の施設に準備しています。
- 【書類設置施設】
市役所税務課窓口
市民サービスセンター(あらおシテイモール2階)
メディア交流館、小袋工芸館、みどり蒼生館、万田炭鉱館、観光物産館、中央公民館

●平成 24 年 申告相談日程表

月日	曜	受付行政区	備考
2月 16日	木	打越、宮内、宮内出目東・西、東屋形1・2・3・4丁目	※混雑が予想されます
17日	金	本村、新町、月田、市屋、貝塚、普源寺、上小路	
20日	月	東宮内、住吉町、大平町1・2・3丁目、大島下、日の出町、昭和町	
21日	火	朝日、境崎東・中・西、万田西、四ツ山町1・2・3丁目	
★22日	水	西原町1・2・3丁目、大島町3・4丁目、大正町1・2丁目、妙見、松葉	★午後6時まで受付
23日	木	甲根、原、万田東、万田西、原万田社宅、深瀬、倉掛、厩舎団地	
24日	金	倉懸東・中・西、朝日ヶ丘、深瀬ヶ丘、古庄原、辻町、中央東、中央西	
27日	月	大和、新生、一紡	
28日	火	新生西、新大和、荒尾大谷	
★29日	水	向陽台、大東、中央北、青葉	★午後6時まで受付
3月 1日	木	緑ヶ丘2・3・4・5丁目、平井大谷、開、みどり	
2日	金	岱洋東・中・西、庄山、金屋、元村、小路、平井城、陣屋敷、宿	
5日	月	唐池、上井手上・下、川北、野中、田倉、助丸	
6日	火	府本上・下、樺上・下、金山上・下、上赤田・下赤田	
★7日	水	菰屋南・北、野原南・北、今寺、川登、井川口、川後田	★午後6時まで受付
8日	木	蔵満、有明城、中一部、向一部、桜山町2丁目	
9日	金	揚増永、中増永、南増永、北増永、猫宮、海下、山浦、新岡	
12日	月	牛水上・中・下、水島、小野、高浜	
13日	火	八幡台1・2・3・4丁目	
14日	水	桜山町1・3・4丁目	※混雑が予想されます
15日	木	予備日	

所得税の確定申告をする人は

- 混雑を緩和するため、e-TAXでの申告を利用するか、ご自身で申告書を記入して、玉名税務署か市役所税務課へ提出してください。
- 所得税の還付申告(医療費控除、住宅借入等特別控除など)は、2月16日(木)より前でも税務署に提出することができます。
- 国税庁ホームページ【確定申告特集コーナー】もご覧ください。確定申告書作成コーナーやe-TAXコーナーがあります。